

千葉県銚子市沖における協議会（第1回）議事録

日時 令和元年11月18日（月）15:00～16:30

場所 三井ガーデンホテル千葉 3階「平安・南」

○清水新エネルギー課長

よろしいでしょうか。皆様、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく千葉県銚子市沖における協議会を開催いたします。本日は御多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本年4月1日より、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律、通称「再エネ海域利用法」が施行されました。また、同年5月17日には、閣議決定により、同法に基づく基本方針も作成されたところであります。さらに、本年7月30日には、都道府県からの情報提供に基づいて、当区域を含む4区域につき、本法に基づく促進区域の指定に向けて有望な区域とし、同法第9条の規定に基づく協議会の組織の準備を開始する旨を公表いたしました。

同法及びこれらの経緯を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び千葉県が合同で本協議会を設置することといたしまして、関係者の皆様方の日程調整いただきまして、本日の開催に至りました。本協議会におきましては、同法及び基本方針に基づきまして、ご協議をいただきたく、よろしくお願いいたします。

なお、本協議会は基本方針に基づきまして、透明性の確保や地域との連携を促進するといった観点から原則として公開で開催するものでございます。その方法につきましては、後ほどご説明させていただきます本協議会の運営規程案に基づきまして、座長より協議会に諮っていただき決定されることとなりますが、報道関係者の傍聴、取材を認める形での方法を本日は想定しております。また、議事要旨及び議事録を作成し公開するといったことについても想定しております。なお、撮影につきましては、この後の座長のご挨拶をいただくまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の出席者につきましてご紹介させていただきます。お手元の資料1のところに出席者名簿ということで載せさせていただいております。法律の規定順で恐縮でございますが、私は経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課の課長の清水でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、こちらの名簿の順に呼ばさせていただきます。

国土交通省港湾局海洋・環境課の松良精三様。

○松良海洋・環境課長

よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、千葉県商工労働部部長、吉野毅様。

○吉野商工労働部長

吉野です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の小林秀之様。

○小林計画官

小林でございます。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

銚子市市長、越川信一様。

○越川市長

越川です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

旭市企画政策課課長、小倉直志様。

○小倉企画政策課長

小倉です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長、坂本雅信様。

○坂本会長

坂本です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、こちらの名簿には載ってございませんが、同連合会の常務でいらっしゃいます、高梨義宏様。

○高梨常務理事

高梨です。どうぞよろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、銚子市漁業協同組合副組合長理事、和田一夫様。

○和田副組合長理事

和田です。よろしくどうぞ。

○清水新エネルギー課長

同じく名簿には載ってございませんが、同協同組合の常務でいらっしゃいます、大塚憲一様。

○大塚常務理事

大塚です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、海匠漁業協同組合代表理事組合長、土屋青一様。

○土屋代表理事組合長

土屋です。

○清水新エネルギー課長

同じく名簿には載ってませんが、同協同組合常務でいらっしゃいます、早川正晃様。

○早川常務理事

早川です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、関東旅客船協会事務局長、根本昭裕様。

○根本事務局長

根本です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

東京理科大学理工学部土木工学科教授、菊池喜昭様。

○菊池教授

菊池です。どうぞよろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事、工藤拓毅様。

○工藤理事

工藤です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

一般社団法人海洋産業研究会事務局長、塩原泰様。

○塩原事務局長

塩原です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

一般社団法人海洋エネルギー漁業共生センター理事、渋谷正信様。

○渋谷理事

渋谷です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

足利大学工学部大学院特任教授、永尾徹様。

○永尾特任教授

永尾です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

以上でございます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の次第のところに4ポツ配付資料という部分がございますが、資料1から出席者名簿、それから資料2で配席図。資料3で協議会の運営規程の案。それから、資料4で第1回千葉県銚子市沖における協議会というパワーポイントの資料。それから、最後資料5、区域の概要図となっております。

それから、参考資料として3つ。基本的な方針、基本方針と、それから、区域指定のガイドライン。それから、占用公募制度の運用指針。ということで3つ参考資料を載せさせていただいております。

過不足ございませんでしょうか。

続きまして、今申し上げました資料3に基づきまして、協議会の運営規程の部分についてご説明したいと思います。

協議会の運営規程につきましては、お手元にございますとおり、事務局であります経済産業省、国土交通省及び千葉県のほうで案をお配りさせていただきましたので、確認をいただければと思います。

全体は少し長くなりますので、ポイントのところだけご説明をさせていただければと思います。表のページ、まず第1章総則がございますが、本協議会の目的ということで、第3条、「協議会は、法第9条の規定に基づき、千葉県銚子市沖の区域について、法第8条第1項に規定する促進区域の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行う」ということを目的としております。具体的な協議内容として第4条で、協議区域の指定に関すること、それから、利害関係者との調整に関することといったことを掲げてございます。

それから、構成員について第5条で、「協議会は別表に掲げる者をもって構成する」ということで、別表は一番後ろのページにございます。こちらが法律に基づく協議会のメンバーということでございまして、ご本人もしくはその代理といった形で、本日出席をいただいております。

それから、1ページに戻りまして、第3章、座長及び副座長について、協議会には会の運営の進行ということで、座長1名、副座長1名を置くということにしております。

めくらせていただきまして、同じ第6条、一番上のところの第2項でございますが、座長及び副座長は構成員から選任ということで、座長は互選により選任する。副座長は座長の指名により選任するといったような形になってございます。

それから、協議会の運営というところで、第4章のところ、飛びまして、基本原則第10条でございますが、協議会の運営の大原則ということで、協議会の運営につきましては、法律、それから基本的な方針、それからガイドラインといったものを踏まえて行うものとするということで、これまで法律なり閣議決定で定められてきている大原則に沿ってということの基本原則にして、会の運営を行うということでございます。

第11条の協議会の運営について、第5項。先ほど申し上げました、「協議会は原則として公開で開催するものとする。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる」といったこと。それから、第6項で、協議会中の取材については、これを認めるといったことになってございます。

それから、第12条で、議事要旨を作成して公表するということ。

それから、3ページ目、次のページでございますが、第13条。協議結果の尊重義務ということで、協議会の構成員は、協議で調った事項については、その結果を尊重することになってございます。

最後に、事務局について、第14条でございますが、事務局として、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、それから、国土交通省港湾局海洋・環境課及び千葉県商工労働部産業振興課が事務局として運営をさせていただくという形になってございます。

以上、概要でございますが、案をお配りさせていただきました。問題はございませんでしょうか。

つきましては、本運営規程に基づきまして、座長の選任といったプロセスに進めさせていただきたいと思います。今申し上げましたとおり、本協議会においては座長及び副座長ということになってございます。座長については協議会のメンバーの皆さま方の互選により選任され、会務を総理すること。また、副座長については座長の指名により選任して、座長を補佐し、座長に事故があるとき、また座長が欠けるときについては、その部分も代理するといったことになってございます。

座長の互選といったプロセスに移らせていただきたいと思ってございますが、本協議会の座長についてご推挙はありますでしょうか。渋谷様。

○渋谷理事

足利大学の永尾先生にお願いしたいと思うのですけれど。

○清水新エネルギー課長

ただ今、渋谷委員から永尾委員を座長にご推挙されるとのご意見がございました。このご意見にご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。それでは、永尾委員に座長をお願いいたしまして、以後の進行をお願いしたいと思います。永尾委員、どうぞよろしく願いいたします。

○永尾座長

ただいま、座長にご指名いただきました足利大学の永尾でございます。よろしく願いいたします。この座長を預かるに当たって、私が何者かを簡単にご説明しておきます。私

は実は飛行機の設計をやっておりまして、20年前に飛行機の技術を使えば日本の風力はもっとよくなるのではないかという思いを抱きまして、風力発電の世界に入りまして、それで20年たちました。その間に各種の風車を開発しまして、現在、近いところでは茨城県で洋上、それから、陸上で回っているということで、風車はどっぷりでやっておったのですが、その後、国際協力等をやりまして、現在、足利大学大学院で、学部及び大学院生の、国内外の学生に再生可能エネルギーの講義をしている、後進の指導をやっています。

私の指導教官といいますか、親分は、かの牛山先生でございまして、牛山先生の薫陶を受けまして、日本の風力をどうにかしなくちゃいけないということでお誘いを受けて、今回参加させていただいたわけでございます。

日本の風力は長年にわたっていろいろ努力してきましたが、特に洋上に関しましては近年大変な努力をしています。昨年末にできました再エネ海域利用法というものができまして、各地で同じような社会実装に向けての動きを始めましたけど、その中において令和元年が実は洋上風力の実装の元年じゃないかということで、令和元年イコール風力元年、洋上風力元年と言っているのではないかというふうに思っております。

その中におきまして、千葉県は洋上風力の整備をやっていますし、陸上も非常に多く風車、風力が立っております。そういった意味で、千葉県は大変風力に対する親和性が高いというふうに思っておりますが、一方で、日本一の漁港、それから漁場、鮎子を持ってございまして、漁業も盛んであるという中で、風力発電、これは今後のエネルギーを支える中で大変重要なものでございます。一方で、現在の漁業と共存を図っていかなくちゃいけない。そして、地方との共存も必要だということで、高度のバランスを見出すというのが、この協議会だというふうに理解しております。

そういう点でありまして、皆様には建設的で活発な議論をお願いして、私の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

では、ここで報道関係者の皆様には協議会の運営に支障を来さぬレベルで、これ以降の撮影をご遠慮お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

では、早速議事に入りたいと思います。今日は配布資料を事務局から内容を説明いただき、構成員の皆様からそれに対してご質問、ご意見を賜る形で進めさせていただきたいと思います。

では、事務局から説明をよろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

座長、恐縮でございますが、副座長推薦のプロセスが抜けていますので、会の運営上ご指名をいただけると幸いです。

○永尾座長

先ほど、ご説明いただいた中に、座長は副座長を指名するとありまして、それが早速抜けておりました。では、副座長を指名させていただきたいと思うのですが、渋谷委員に副座長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。ようございませうか。

(「異議なし」の声あり)

○永尾座長

ではよろしく申し上げます。では、事務局。

○清水新エネルギー課長

恐縮でございます。

続きまして、座長の議事にしがいまして、私から配付資料のほうの説明をさせていただきたいと思ひます。お手元にございます資料4のスライド、資料5の当区域の概要図について、ご説明をさせていただこうと思ひます。

資料4、めくっていただきまして、こちらの資料、大きく分けて二つの塊になってございます。1つ目の塊が、洋上風力発電とは何か。それから、再エネ海域利用法とは何かという制度の概要でございます。それから、2つ目の塊が本協議会の位置づけ、本協議会での運営をどういうふうにしていくかといった塊になってございます。

まず、冒頭、風力発電の意義、それから、法律の概要というところで、めくっていただきまして、3ページ目のところで風力発電導入の意義ということになってございます。

ご存じのとおり、エネルギーにつきましては、万能エネルギーといったものではなく、それぞれいろいろなエネルギーの特徴を組み合わせながらエネルギーミックスということで政策を進めていくわけでございます。その中でやはり経済性、それから安全保障といった意味、それから、温暖化対策、環境負荷といったところの「3E+S」といったことで、エネルギー政策を進めているところでございます。

この中で再生可能エネルギーの中でも特にこの洋上風力といったものが非常にエネルギー政策上意義があるのかといったところで、この3ページ目のところでございます。簡単に申し上げますと、まず一番左のところ、緑の、地球温暖化対策に有効ということで、再生可能エネルギー全般でございますが、CO₂の排出量が極めて少ないということ。

それから、2つ目に経済性の確保というところで、再生可能エネルギーは非常に魅力的であるものの、やはりコストが高いというのが大きな課題になってございます。その中で、洋上風力発電につきましては、これは大規模に開発していく中で、非常にコストが下がっていくという可能性のある電源ということで、既にヨーロッパでは、この下の表のところ、6円から13円となってございますが、火力発電相当のところまでコストが低下してきている。そういったような状況でございます。

それから、3点目に、地元産業への好影響ということで、洋上風力発電、部品の点数が多い、また、20年、30年にわたりメンテナンスといったようなことで、地元資材の活用や雇用創出なども含めて地元産業への好影響が期待されるといったような意義を有するものでございます。

めくっていただきますと、4ページ目、今、冒頭申し上げましたエネルギーミックス、全体の中での位置づけでございます。詳細は割愛させていただきますが、現状で再エネが16%。これを22~24%まで、2030年までに引き上げるといったことが目標になっております。その中で風力発電につきましては、右側の赤い囲いのところでございますが、2030年までに1,000万キロワットというところに対して、現状で導入が370万ということで、ここに向けて進めていく。さらには、2030年以降に向けて風力発電の設置を進めていくといったことが重要となってございます。

5ページ目、日本全国の海域の風況ということで、風力発電は風が重要でございます。秒速7メートル以上の区域が非常に風況がいいというふうにされている中で、ここの絵でいきますと、黄色やオレンジ、そういったところが風況がいいということで、日本近海にはたくさんのポテンシャルがあるということでございます。

めくっていただきまして、6ページ目でございます。ここからは法律の説明に移らせていただきたいと思います。6ページ目、まず、法律の成立、施行ということで、この法律の意義でございますが、左側の課題1、2、3のところ。

まず1つ目に占有に関する統一的なルールがないということで、一般海域の海の利用については大きなルールが、統一のルールがないために3年から5年の間しか許可が出ない

となりますと、20年、30年運転する洋上風力については、なかなかこれが課題になっているというところがございます。

それから、2つ目に、先行利用者との調整の枠組みが不明確ということで、地域の先行利用者との調整に係る枠組みがなかった。

それから、課題3ということで、高コストといったような問題があるという中で、赤枠のところが今回の法律でございますが、長い期間の占用を認めましょう。それから、本日もまさにこの協議会の場でございますが、協議会の場ということを法律で設置して、地元の皆様方との調整を円滑化していくといったようなこと。それから、価格面を含めた公募、選定といったプロセスの中でコストを低減するといったことを狙いにした法律でございます。

進みまして、7ページ目でございますが、法律の大きな流れでございます。一番左のところに基本方針の作成ということで、この法律の基本方針は作成済みでございます。続いて、区域の指定ということで、促進区域を指定します。その後、この緑のところですが、指定した区域において公募をして事業者を選定する。それから、一番右のほう、紫や黄色の部分。選定された事業者が法律に基づいて、FITの認定を受けたりとか、占用の許可をするといったのが大きな流れになってございます。

その中で現在、促進区域の指定というところの前のところでございまして、この区域の指定に向けて、現在協議会でご意見を伺いながら、話を進めているという状況でございます。

8ページ目でございますが、今申し上げました全体の流れの中で、最初に申し上げました基本方針の中で掲げられている基本原則というものがあります。こちらが法律全体の運営、協議会の運営も含めた全体の大きな原則というふうになってございますので、こちらを説明させていただきます。

4点、目標ということで定めてございます。

1点目は長期的、安定的、かつ効率的な発電事業の実現ということで、国民負担の抑制といったことの観点からも、やはり効率的な事業をどう実施していくのかということが1つ目の原則。

それから、2つ目に海洋の多様な利用等との調和ということで、漁業をはじめとした多様な利用等との共存共栄をできるような事業を実施するのが2つ目の塊でございます。

それから、3点目に、公平性、公正性、透明性の確保ということで掲げております。

最後の4点目に、計画的、かつ継続的な導入の促進ということで、産業の健全な発展に向けて、継続的に市場をつくる。計画的、継続的に促進をしていくといったようなことになってございます。

この4点を満たすような形で、法律を運営するということで、まさに皆様方との共存共栄ということも一つの大原則になってございますし、同時にその中で、効率的、また公平性、公正性にも確保したような運営をどのようにしていくのかということが全体の方針というふうになってございます。

続きまして、9ページ目のところは促進区域の指定ということで、細かいので基本省略させていただきますが、一番右側のところに時間軸の目安というものが載ってございます。まず、国による情報収集というところから有望な区域の指定ということで、この真ん中の黄色のところが現在進んでいるわけですが、今回の協議会の設置のところについて、右側を見ていただくと、おおよその目安として3カ月とさせていただいておりますが、当然のことながら、協議会の場で、地元のご理解、協議が調うということが大前提ということでございますので、この期間にとらわれず、しっかりとご議論をさせていただくということでございますが、一定の目安として3か月になっているということでございます。

続きまして、10ページ目のところは、今回有望な区域を整理いたしましたということでございますので、割愛させていただきます。

続いて、11ページ目でございますが、区域の指定基準ということで、協議会で今回ご議論いただいた上で、次にこの区域の指定というプロセスに入ります。その区域の指定の際、こういったことが要件になっているかというところでございます。

6つございまして、1点目が自然的条件と出力の量ということで、自然条件が適当か、それから、発電設備の出力の量、発電施設の規模というものが効率的な事業との関係で相当程度の量に達しているかという点でございます。

ここで、この資料5、地域の概要図がお手元にあると思いますが、あわせて見ていただければと思います。今回の区域につきまして、めくっていただきまして、まず図表①というところで、この区域、今回の都道府県、千葉県さんから情報提供をいただいた区域の場所。それから、図表②ということで、この区域についての自然的条件としての風況ということで、先ほど申し上げましたように7メートル以上が適切という中で、そういったものを満たせるような地域にあるということ。それから、めくっていただきまして、図表③というところで、自然的条件としての水深といったことで、情報を載せさせていただいてお

ります。

戻りまして、両方を見ながらご説明をさせていただければと思いますが、11ページのところでございますが、今のような自然的条件が妥当かどうかといったこと。それから、発電設備の出力の量というのが1点目の基準。

それから、2点目に航路等への影響ということで、既存の航路等への影響がないかということで、もう一度資料5のほうに戻っていただきまして、図表の④というところで、航跡ということで掲げております。こういった既存の船の航路を踏まえながら、こちらの区域が妥当かといったことが一つの基準になってございます。

それから、パワーポイントに戻りまして、第3号ということで、港湾との一体的な利用が可能かどうか。

それから、第4号で系統の確保ができていますか。

それから、第5号で漁業への支障ということで、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることということが区域の指定の明確な条件の一つということになってございます。

それから、第6号でほかの法律における海域及び水域との重複ということで、最後にこの図表⑤というもので、資料5の最後のページでございますが、これまでの港湾区域、漁港区域等の指定との関係性について、議論の参考として掲げさせていただいております。

以上が促進区域の指定の基準ということで、こうした指定の基準等を念頭に置きながら、本日ご議論を深めていただければと思ってございます。

続きまして、12ページ目が、区域指定後の公募プロセスということで、こちらはちょっと割愛させていただきまして、13ページ目で、公募の際の評価と全体像ということでございますが、一番上の青い四角囲いのところ、一番上のところでございますが、法律上、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な事業を可能とするために最も適切であると認められる計画を提出した者」を選定するといったようなことも踏まえまして、供給価格ということを最も重要な要素としながら、総合的に評価をするということで、価格に関する評価、それから、この真ん中のところの右のほうにございます、事業の実現性に関する要素ということでの事業の実施能力ですとか、地域との調整といったような点も踏まえた評価を、公募のプロセスの中でやっていくということになってございます。

続いて、14ページ。海域の占用のところでございますが、こちらは後ほど国土交通省の松良課長のほうからご説明をいただこうと思います。

続きまして、次のところから本資料の後半の部分、今般の協議会についてということで、

協議会の位置づけ等でございますが、進んでいただきまして、16ページ目、協議会の法律上の位置づけでございます。法律上、最初のポツでございますが、本協議会というのは区域の指定や発電事業の実施に関して必要な協議を行うための組織ということになってございます。そちらの参考でございますように、構成員として関係省庁、関係市町村等が掲げられているところでございます。

続きまして、17ページ目で、今の法律上の協議会について閣議決定している基本方針というものでどのように位置づけているかというのが17ページ目でございます。協議会の運営に関しまして、こちらの真ん中のあたり、②の協議会の運営でございますが、最初のパラグラフの太字になっているところ、一番右のほうですが、「関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある」ということが協議会の運営となっておりまして、本日まさにこういった視点から、関係する事業者の皆様方、代表者の皆様方にお集まりいただいているところでございます。

それから、2点目のところで、海域の利用に関して必要となる情報の提供ということ为国、それから千葉県から行うとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮するということになってございます。

それから、3つ目の塊でございますが、漁業・地域との協調のあり方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することも定められている。

それから、一番最後になりますが、協議会は原則として公開で行うといったことが、閣議決定上の位置づけになってございます。

これらを踏まえまして、具体的な運営というところで、18ページ目でございます。基本的には今の原則に従った内容で必要な協議を行っていただくという趣旨でございますが、一部そういう意味で、あり得る論点というものを事務局のほうで書かせていただいたものが、この18ページ目の下の半分の部分でございます。

こうしたもので限られるものでございませぬし、これを全てやる必要があるわけでもございませぬが、例えばということで、協議の内容といたしまして、まず1点目で、促進区域の場所、規模、設定される設備の設置位置といったことが妥当かどうかということ。それから、発電設備の建設、設置。建設するプロセスにおける留意点ということで、建設の時期ですとか、工法といったような話。それから、3点目に、発電設備を動かし始めた

後、運営に当たっての留意点ということで、メンテナンスのタイミングですとか、手法と
いったような点。それから、最後の4点目に、漁業協調ですとか、漁業影響調査のあり方
といったことについてどのように考えるかといったようなことが、例えばの論点としてあ
るのかなと考えているところでございます。

これらの論点につきまして、幾つか参考になる点を最後にご説明させていただければと
思います。

まず、促進区域の規模についてということで、ガイドライン等について書かれている関
連の記載ということで、19ページ目に載せてございます。促進区域の規模等についての関
連記載ということで、一番上のポツのところでございますが、法律においては、先ほど申
し上げました指定基準の一つとして発電設備の出力の量が相当程度見込まれることとい
うことが定められている。

それから、この部分については、国の第三者、有識者の委員会があります。調達価格等
算定委員会という固定価格買取制度、FIT制度における価格の審議をする委員会がござ
います。こちらの委員会の意見を聴取するといったようなルールになってございます。

そして、基本方針においては、効率的な事業の実現。計画的かつ継続的な促進区域の指
定といったことが、今後の目標としてなっているというようなことを踏まえまして、ガイ
ドラインにおいて関連の記載ということでございますが、今申し上げました促進区域の基
準について、上の四角囲い、真ん中のところの囲いでございますが、国内や海外の事例、
区域ごとの事情、競争性確保等の観点も踏まえ、都道府県の意見も考慮しながら効率的な
事業の実施が可能となる促進区域の規模であるか否かといったことが一つの基準になって
ございます。

それから、一方で、計画的継続的な市場形成という観点から、下のほうでございますが、
段階的な導入拡大が重要ではないかといった点についてもあわせて記載がされているとこ
ろでございますが、議論の参考として関連記載についてご紹介をさせていただきます。

それから、細かい話で恐縮でございますが、同じく20ページ目、先ほど途中で申し上げ
ました国の調達価格等算定委員会にも、あわせて意見を聞くということが必要でございま
す。細かい点になりますので、また、議論の進捗に応じて私のほうから補足させていた
だきますが、法律上公募をするときに書かなきゃいけない事項というのが、この1から16ま
で16個ございます。この中の青いところ、4から10のところについては皆様方にここで
いただいた内容に加えて、調達価格等算定委員会で意見を聞くといったようなプロセスにな

ってございますので、こういったプロセスになっているということのご紹介でございます。

長くなって恐縮でございますが、最後、21ページ目、漁業等の協調、共生についてということで、このルールについて部分的には今ご説明させていただきましたが、少しプロセスが複雑でございますので、漁業等の協調、共生についての全体の流れのところを改めて整理させていただきました。

一番左のところが全体のプロセスでございます。先ほども申し上げましたが、まず、本日のような協議会を開催いたします。そこでまとまった段階で、促進区域の指定というプロセスに行きまして、その後公募をするということで、公募のルールが公募占用指針ということで、こちらを策定します。その上で、公募をし、事業者の選定をする。そして最後にそれを踏まえて事業計画の認定や占用許可をするというのが、この一番左の青いところでございますが、大きな流れになってございます。

その中でこの協議会の位置づけでございますが、21ページの右側のところですが、協議会の開催において、先ほど申し上げましたような促進区域の位置や規模、工事時期、手法、それから、漁業協調や漁業影響調査のあり方といったようなことのご議論を、原則公開の中でご議論いただく。

この決まったことについては、1個飛ばさせていただきますして、3つ目のところでございますが、公募のルール、公募占用指針の中で、協議会で協議が整った事項については公募のルール、公募の条件として記載をするといったような形になります。それも踏まえまして、事業者が計画を提出し、事業者の選定にあたって、漁業影響調査等も踏まえた全体の評価をした上で事業者を選定する。最後に、選ばれました事業者様が、一番下のところでございますが、同じこの協議会の場に構成員として加わっていただきまして、占用の許可につきましては、選定事業者様が関係漁業者、構成員の皆様方の了解を得ることを条件に許可が出るといったような流れになってございます。

繰り返しになりますが、ちょっと細かい点も多くございますので、必要がございましたらまた説明させていただきますが、一番大きなポイントといたしましては、この協議会の場で取りまとめた事項につきましては公募のルールの中に反映させていただきますして、その中で、このことをベースにした公募をするといったような流れになりますので、そういった点を念頭にご議論いただきつつ、協議会としての意見を取りまとめていただければと思っております。

続きまして、松良課長のほうからお願いいたします。

○松良海洋・環境課長

国土交通省港湾局の松良でございます。お手元の資料14ページにお戻りいただければと思います。促進区域を指定した際の海域の占用につきまして、基本的な考え方を3点ほど挙げさせていただきます。

まず1点目、促進区域内海域の占用の許可についてでございますけれども、区域内許可につきましては、私ども国土交通大臣の許可が必要という形になってございます。なお、発電事業者の方々が実際に占用の許可をお求めになる場合、本協議会の構成員になっておられます関係漁業者の皆様方の了解を得ることが当該許可の条件となっているわけでございます。それが1点目でございます。

2点目、占用許可の対象とならない行為でございます。漁業に関する行為。これは基本的に一時的なものということでございますので、占用許可を受けることは要しないと考えております。これは一般的な漁網の設置、あるいは養殖の用に供されるもの、少なくとも容易に移動可能なもの、こういったものも当然一時的なものという形で考えておりますので、基本的に占用許可は要らないということでございます。

また、他方で大規模で、あるいは固定式といったような漁業用の工作物、あるいは魚礁といったものにつきましては、場合によっては占用許可の対象になり得ることもございます。これにつきましては、個々にご相談をさせていただければと思っております。

最後、占用料でございますけれども、これは発電設備につきましては、投影面積あるいはチェーンの長さ等、これにつきまして適切に算定をしていきたいと思っておりますので、公募を開始するまでに公表させていただければと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○永尾座長

事務局からの説明は以上でございますか。ありがとうございました。では、一通りご説明いただきましたので、皆様からご意見をお伺いしたいのですが、初回でございますので、皆さん顔合わせができるように、順番にやっていただきたいと思います。銚子市漁協さんから時計回りをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○和田副組合長理事

この区域でございますが、今、1基営業運転をしております。その周域に、このたびの法案の成立がする以前から、数社から洋上ウインドファーム計画について地域振興策や漁業共生策、地域貢献策などもお話しいただきまして、そこで銚子市漁協と海匠漁協、それから、千葉県漁連と協議してまいりました。その中で銚子市漁業協同組合としましては、各魚種別の代表者とお話を始めまして、それから、関連する組合員の理解を得るようなことで、最も漁業の影響の少ないエリアを絞り込んできました。それが今回の情報提供したエリアということでございます。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。では、続きまして、海匠漁協さんお願いします。

○土屋代表理事組合長

我々海匠漁協としては、これまで地元、市、銚子市漁協と連帯して取り組みを行ってまいりました。漁業協調や地域との共生の考え方については、銚子市漁協と同様であると考えております。一方銚子市漁協におまかせであったという面も多々ありまして、そのため組合員に対する説明が十分でない部分もあると考え、現在組合員を対象とした勉強会を行うことで、漁業共生策などについての理解を深める取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○永尾座長

どうもありがとうございました。では、続きまして、県漁連のほうからお願いします。

○坂本代表理事会長

私は県漁連の会長をやっておるのですが、銚子市漁協の組合長もやっているということでもあります。しかしながら、今日は県漁連の会長という立場でお話をさせていただきたいと思っております。

千葉県におきましては、外房と、それから東京湾、内房という3方を海に囲まれた県でありまして、特に東京湾側においては戦後の復興ということから始まって、かなり開発行

為が進んだ中での漁業の共生というものが数十年にわたって問題となってきたわけであり
ます。一方、外房に関してはほとんど開発が行われていないというようなことがあって、
今回のような洋上風力発電というのが私どもの千葉県の外房地域において、言ってみれば、
初めて行われるような大規模な開発行為じゃないのかなというように理解しています。

そういった中で、東京湾の開発行為を見ている私どもの県漁連としましては、外房にお
いては、ぜひともこのところは漁業との協調というのを積極的に、また重点事項として
進めていってもらいたいというふうに思っております。

今、千葉県の外房はしっかりした漁業がまだ行われているところでありますので、そう
いった意味では、そのところで、特にこの洋上風力というのは漁業権が失われてしまう
消滅補償じゃなくて、その中で、構築物があった中で漁業というのとどういう協調がで
きていくのかということで、今までなかったようなやり方というのが必要な部分が出てく
るのではないかなというように思っています。そういった意味では、この協議会の中で、
そういうことも協議しながら、いい方向に持っていければいいのではないかなというよう
に思っておりますので、その辺のところをこれから先協議していきたいと思っております。
よろしくお願いします。

○永尾座長

ありがとうございました。では続きまして、銚子市さんから、お願いいたします。

○越川市長

銚子市としては5点ほどご意見を申し上げさせていただきたいと思います。

1点目はまず銚子市の方針でございますけれども、銚子市は風など自然環境に非常に恵
まれた地域でございまして、洋上風力発電は銚子創生のための大変重要な施策の一つだと
いうふうに位置づけております。市の総合計画の重点プロジェクトとして位置付けている
ところでございます。また、昨年6月でございますけれども、電力の地産地消に取り組む
ための地域新電力会社を立ち上げました。銚子市内には既に数多くの陸上風力発電、太陽
光発電などの再生エネルギーが設置されておりますので、この地産地消の推進に取り組む。
そして、大規模洋上風力発電施設の誘致に取り組むということが銚子市としての方針でござ
います。

2点目は、永尾座長のほうからも高度なバランスが必要だというお話がありましたけれ

ども、漁業との共生、これが絶対条件だというふうに考えております。銚子漁港は8年連続で水揚げ日本一の漁港でございます。洋上風力発電事業を実現するためには、漁業との共生、共存共栄が絶対条件であるという考え方は市も同じでございます。

大規模な洋上風力発電施設の建設によって、漁業にどのような影響があるのか。促進区域だけではなく、周辺海域も含めて、しっかりと海域を調査していただきたい、する必要があるというふうに考えております。そして、漁業者の意見を踏まえた上でご議論をお願いしたいと思います。そして、これらの調査を行った上で、漁業者と発電事業者が連携を図りながら、新たな漁業共生策、漁業振興策に取り組むことが望ましいと考えております。

3点目は、地域振興策についてでございますけれども、先ほどのご説明にもありましたように、洋上風力発電事業の誘致は地域経済の活性化に貢献するものであると考えております。地元企業の活用による経済波及効果、風車稼働後のメンテナンスなど、新たな関連産業の誘致や雇用の創出など、地元産業への効果を期待しております。また、洋上に風車が立ち並ぶ光景は、新たな観光資源としての価値も持っていると考えております。特に銚子市は首都圏に位置しておりますので、観光や視察には大変有利な場所であるというふうに思っており、交流人口の増加につながることを期待しております。

4点目は、名洗港の活用、整備についてでございます。大規模な洋上風力発電施設の建設のためには、事業実施時の部材の海上輸送や保管、建設などに適した大規模な拠点港湾が必要であります。また、風車設置海域の付近には、建設時や風車設置後のメンテナンス期間中は工事作業員などの輸送のための港湾も必要となります。地元の名洗港の活用についてもぜひご検討をいただきたいというふうに思っております。また、国、県の関係者の皆さんもいらっしゃいますので、あわせてこの場で申し上げたいのですが、銚子市沖以外でも今後は大規模な洋上風力発電施設の建設が見込まれる可能性もございます。地元経済への波及効果を長期にわたって継続させていく為にも、将来の名洗港の基地港湾化も含めて、長期的な視点による必要な機能整備を要望させていただきたいと思っております。

最後に、5点目は文化財の保護についての意見でございますけれども、今回、有望区域として選定された銚子市沖の近くには、文化財であります、国指定の名勝・天然記念物の屏風ヶ浦がございます。基本方針にも記載がありますとおり、洋上風力発電の立地にとまなう文化財への配慮をお願いいたします。

以上でございます。

○永尾座長

どうもありがとうございました。続きまして、旭市さん。

○小倉企画政策課長

旭市の小倉と申します。

実はこの洋上風力発電の関係、私ども企画政策課が担当になったのが、今月からということで、まだこれまでの経緯等を漁協さんなどからお伺いしながら、今勉強しているところでございますが、その中で見えてきたことですが、先ほど来お話がありますけれども、既存の漁業との共存共栄、これがまずもって図られるような公募の要項をつくっていくというのが、この協議会における大きな論点になるのかなと考えております。

そういうわけで、まだちょっと勉強中なもので、はっきりとした意見は言えませんけれども、旭市としては、旭市の区域が今回の有望な海域には旭市の区域は入っておりませんので、ただ、海匠漁協と銚子市漁協さんの共同の漁業権区域があるということで、私どもとしましては、海匠漁協さんの要望をお聞きしながら、その実現に向けて協議していきたいと考えております。

以上です。

○永尾座長

ありがとうございました。続きまして、関東旅客船協会さん、よろしくお願いします。

○根本事務局長

根本と申します。

私どもの関東旅客船協会の会員の中に、一事業者、銚子沖で旅客船を運航されている事業者がありまして、区域について特に問題があるようなことではないというお話は聞いておりますので、今の時点では問題がないと思います。

○永尾座長

ありがとうございました。よろしくお願いします。

○吉野商工労働部長

千葉県でございます。

せっかくの機会ですので、千葉県として、この協議会の協議をどうやって進めていくか、先ほど国からの説明を受けて、ちょっと考え方を述べさせていただきます。

まず、この協議会、先ほど説明がありましたように、促進区域の指定についての関係者との調整ということと、それから、事業者の公募に当たっての留意点等について協議を行うというものと認識をしております。換言すれば、ルールづくり、これが重要だというふうに考えております。そうした意味で、重要なのはやはり漁業共生と地域振興かなと思っております。

まず漁業共生については、先ほどもお話があったように、千葉県というのは三方を海に囲まれて、海岸線は変化に富み、それから、多様な海の資源にも恵まれておりまして、古くから沿岸や沖合漁業が営まれて、地域の文化や産業を支えてきております。

新たに発電事業者が海面利用者となる上では、やはり関係漁業者の方々をはじめ、地域の皆様との協調、共生がとても重要だと考えています。海で漁をする漁業者の方々にとっても、それから、風車を設置する発電事業者にとっても、ウィン・ウィンの関係構築が必要であって、そのためにも漁業者の皆様の理解を得た漁業共生策の着実な実施、これが重要であると考えております。

それから、それ以外の地域振興についても、やはり関連産業による雇用の創出なども期待されるところであります。先行する欧州の事例などを見てみると、地元企業による参入のほか、域外の企業の参入でありますとか、観光客や視察の受け入れなど、いろいろな効果があるように聞いております。地元行政の主体的な取り組みが奏功している事例も多いと聞いております。今後人口減少が進む中で、地域の経済振興、地域振興の起爆剤となることも我々は期待しているところでございます。

ということで、県としましては、洋上風力の促進に当たっては、単なる発電事業として捉えるだけでなく、地域にとって大きな問題である漁業共生と、それから地域の振興、経済振興という、こうした大きな問題2点について、考慮しながら進めることが必要であると考えて、私どもも努めてまいりたいと思っております。

また、法律では促進区域を指定して、公募により発電事業者は国が決めるということになっています。事業者選定に当たっては、県や市などの地元関係者の参画は基本的にはないというふうに承知しておりますので、だからこそ、協議会は地元関係者が参画して、事業者選定のルールづくりについて協議するものと認識しておりますので、そういった意味

で、この関係者の皆様でしっかりと協議をしながら、進めさせていただければなと思って
おります。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。これで、参加していらっしゃる各団体の今までおやりになっ
てきたこと、それから、この事業に対する非常に期待といいますか、前向きに捉えていら
っしゃるということで、大変ありがたいと思うのですが、これから先は自由討議に入りたい
と思います。

ご意見がある方は挙手、もしくは、この名札を立ててくだされば、順番に指名させてい
ただきたいと思います。ご自由に、ご意見がありましたら、お願いいたします。どうぞ。

○工藤理事

どうもありがとうございます。せっかくの機会でございますので、まず、私自身がこの
協議会に参加するに当たって考えていたことについて簡単に申し上げたいと思います。

先ほど来、各ステークホルダーの方々からもそれぞれおっしゃられたとおり、今回のこ
ういった法令等に基づいて、例えば、いわゆる基本方針の中身についてしっかりと留意し
ながら、今後の課題について検討していくプロセスに関して、適切な合意形成をこの協議
会で図ることについては全く異議はございません。逆に言うと、襟を正して、私自身の専
門範囲を含めて、この協議に参加しなければいけないなと感じている次第です。

特に、ここで示されている基本方針の中に公平性、公正性、透明性の確保があげられて
いますが、私も気候変動対策とかエネルギー政策等様々な分野に国際的に関わっている際
に、最近特に留意すべきと指摘されることでございます。そういった考え方が周りから見
て、どう担保されているのかという点については、この協議会でも十分に留意していくべ
きことという気がいたします。

そういう意味では、特に私はエネルギープロパーという観点で参加してございますので、
この協議会で一番大きな、言ってみれば地域の漁業と風力発電の共生について地域を中心
とした協議を行うことに加えて、今の日本がおかれているエネルギー政策なり気候変
動政策という観点で再生可能エネルギーの今後の量的拡大が非常に強く求められている中
で、洋上風力に対する期待感が非常に高い。

エネルギーは社会一般で言いますと血液みたいなものでして、エネルギーを使いたいから使うというよりは、それぞれの経済活動なり生活活動を行うために使います。ですので、そこで使われるエネルギーのコスト、価格が、いたずらに高くなっていくような世界はできるだけ回避しなければいけない。その辺のことをいろいろな意味でバランスを持って、実際の地域の中での共生という観点と、エネルギーを使う側の人から見たコストがいたずらに高くないような、言ってみれば持続的にどう達成していけるのかといったようなことも、いろいろ留意していただければと思います。もしくは、その点に留意したことを私自身も述べていければなと思っています。

それから、実際問題として、エネルギープロパー云々という以前に、こういったまさに協議という場でございまして、おそらくここで行われて留意されたことというのは、その先の、地元の漁業関係者の方々と風力事業者の方との調整が、公募を通じたその後のプロセスで出てくるわけです。ですから、ただ単に紋切り型でコストが云々というだけでなく、一方で主体間の調整、協調、もしくはコミュニケーションがいろいろな意味で重要になってくる場面がきっと出てくる。そういう意味では、この場でいろいろな留意点を整理することであるならば、公募等を含めた先々の事業が行われる際に、それぞれのプレイヤーがどういうことに留意してコミュニケーション等をとっていくということについても、これはどちらかというとなんか定性的な要素が非常に強いのですが、大事なことはないかなという気がいたします。そういったことをいろいろな意味で議論できればと個人的には考えてございます。

最後に、先ほど漁業関係者の方々からも組合員の方々にいろいろな意味で情報共有といいますか、勉強し始めていますというお話がありましたが、私のような立場というのは、エネルギー政策における洋上風力の位置づけという点について、各種エネルギー／環境政策の中での事業の必要性であるとか、重要性みたいなことが求められるならば、情報をいろいろとインプットすることが可能でございますので、この場、もしくは必要となる情報等がございましたら、遠慮なくご教示要請いただければと思います。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。ほかにご意見ございましたら、お願いいたします。よろしくをお願いします。

○菊池教授

私は土木で地盤が専門ですが、今、この協議会に並行して、国土交通省で地盤調査をされていると思うのですが、地盤の調査をしておかないと構造物の基礎の寸法が決まらないということになったり、値段がどうなるかわからなくなったりしますので、そういうことは非常に重要だと思っています。

ただ、実際につくるときの調査と現状の調査というのは違いますので、全体の一番コストがかかり、どうしても必要になるから、なかなか目に見えないところがあるので、難しいところですよ。

○永尾座長

ありがとうございました。ほかに何かございましたら。

今から、今回は大体の枠組み、それから、背景がよく説明されて理解できて、それを飛び越して、事前にいろいろな調整、勉強会等が始まっておられるというふうに認識しておりますが、次回からかなり本格的な協議会たる作業が始まると思います。その前にこういうことが問題になるとか、今後こういうことを議論したいという話がありましたら、今日お伺いしておきますと、次の仕事が生産的になるのではないかなと思いますので、ご意見がありましたら、忌憚ないご意見を、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ。千葉県漁連、よろしくお願いします。

○坂本代表理事会長

公募占用指針に記載するというのが、この協議会の中で話し合うことの一つであるというように理解しているわけなのですが、要するにその記載の仕方というのはどういうふうになされるのかということと、例えば記載するというときに、当然私は漁連ですし、あと漁業者それぞれの漁協のほうから出ていますけれど、この人たちも協議会の構成員であるということから、占用の指針に記載するというときには、当然このところでの協議が進んで、こういうことだったら記載していいよという話になってくると思うのです。それぞれの構成員として出ている漁業者は、その時点で十分にそのところは理解した上で記載するという形になるわけですが、その記載された後で、今度公募ということになったときに、評価がやっぱり点数配分というのが、漁業とそれから地域ということに関しての

共生、協調という部分の点数配分というのはやはり低いというように、率直なところ、私としては思うわけなのです。

確かに、国民から見た場合に、コストというのは低いにももちろん越したことはないでしょうけれど、我々はそのところで生きているわけで、そのところで我々も国民の一人でありますので、そういった意味では、コストを下げるということと、協調策をカットしてまでもコストを下げるということは、決して同一ではないというように思っております。

F I T 価格が36円から、例えば今日出された資料のように、欧州は6円とか13円だからといって、日本で6円とか13円にいきなりなるというようにはとても思えないわけです。そういった中で、例えば、こういう数字だけを見て応募してくるような企業が、これに合わせたようなところに、果たしてコストを下げることができるのか。仮に下げるのであればどの部分をカットしなければいけないのかというのは応募してくる企業の皆さんが自分たちのコストカットというのを考えていった中で下げていくというものは十分必要だと思うし、その中で地域と共生できなくて、何十年もその場所でやっていけるのかということになったら、それはないと思うのですよね。

ですから、いかに、要するに点数配分が低くても、そのところで地域とうまくやっていけるのかどうかわからないような企業が最終的に落札してしまった場合、そのときに、最終的には漁業者の了解を得ることが条件になっているとはいえ、その漁業者は既にこのところに出てきていて、協議をしていた人たちなわけですよね。ですから、その人たちにしてみても、協議をしていたのだけれど、実際にそのところで落札した事業者のほうとうまく行かないとなれば、自分で協議に参加していたときの矛盾というのが出てきちゃうような気がするのです。

ですから、その中では十分に評価の配分というのがこういう形になっているということとは、ある程度理解するということがありますけれど、ただ、やはりその中でしっかりした協調策なり何なりができないようなところが選ばれるというようなことがないような、そういう歯止めというのか、何かそういうものというのが、何らかの形で必要なのではないかなというように思います。これは最初の会議ですので、それ以上どういうふうになるのかというようにことも、私は今別にアイデアを持っているわけではないですけども、そういうようなことも話し合っただけであればというように思います。

○永尾座長

基本的なたてつけに関しては理解しつつも、具体的なやり方に関しては相当審議する必要があると、そういったご意見でございますが、事務局のほうはいかがでしょうか。何かそれに関する説明はありますか。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。

お手元の資料の参考資料3、「一般海域における占用公募制度の運用指針」ということで、今年の6月に当省と国土交通省が作成した全体の指針でございます。

今ご質問があった点に関連して少しご説明させていただければと思いますが、まず、めくっていただきまして、5ページ目のところに公募占用指針の策定の概要がございまして、①～⑩まで書かれているところでございます。先ほどの資料の中でもご説明しましたが、こういったことについて公募占用指針の中で書いているということで、正直申し上げますと、皆様方はそういう意味ではフロントランナーでございまして、現時点で公募占用指針の具体的なものがあるわけではございませんので、そういう中で少しわかりにくいところもございます。逆に言うと、一緒につくっていければというふうに思っているところでございます。公募占用指針の中身として、例えばこの発電設備の区分とか、区域、開始の時期といったところはわかりやすいところもございますが、いろいろなものが続き、一番最後の「⑩その他必要な事項」にございます。ページをめくっていただきまして、6ページ目以降、各項目ごとについて簡単な説明を書いてございますが、飛びまして15ページ目のところで、まさに今申し上げました「その他必要な事項」という項目がございます。その中で「承継される系統の容量とその価格」、「オプションの付与」と続き、ウのところまで「漁業・地域との協調のあり方について」と掲げさせていただいています。

この部分にどういう形で書くのか、正直我々も試行錯誤なので、まだわからないところもございます。一つのイメージとしては、こちらで協議会としての取りまとめといったような文書をまとめていただいて、この内容だったら一緒にやっていけるといったものをまとめていただく。そして、そのまとめたものについて「その他必要な事項」として載せた上で、この方針に沿った事業が実施できるといったことが公募のルールとすることが一つのアイデアでございます。逆にこういった形がいいとかということがあれば、そこを妨げるものではございませんので、ご参考にしていただければと思ってございます。

それから、坂本委員からご質問がございました点の後段のところの評価のあり方のとこ

ろでございますが、繰り返しになりますが、基本方針の中で4つの原則とさせていただいておまして、漁業との共存共栄というのは、そういう意味では4つの原則の1つとなっております。当然全体の、今回の協議会に限らず、法律の運用という意味においても共存共栄といったことが、ないものを進めていくということではございませんが、同時に、繰り返しになりますが、ご理解いただいているとおり、やはり効率性といったことも重要です。特に今回の固定価格買取ということで、国民の皆様方の電力料金から賄っている事業となっているというところもございますので、そのあたりでの効率性ということと、ご地元との協調といったことのバランスをどうとっていくかということで、まさに今日ご議論いただきながら、協議会としてまとまっていけば、そういう意味ではしっかりとした事業者が選ばれるのではないかとということが一つの大きな論点なのかなというふうに思っております。同時に、そのもとにおいて、公募というプロセスの中で競争していただくという意味でも重要だと我々も思っておりますので、様々な先行事業者の皆様方、少し遅れて関心を持たれる方、いろいろな事業者がいらっしゃると思いますが、特定の方しかないということは、仕組みとしては考えておりませんが、協議会のまとめにちゃんと賛同できる方をどうやって選んでいくかということかなと理解をしております。

○永尾座長

ありがとうございました。今から、この協議会を作って議論を始めるということで、大体次回から本格的になると思いますが、そのほかに何かご意見等ございましたら、お願いします。

○越川市長

今後、公募指針等を十分に議論されていくと思うのですが、先ほど地元の地域振興策ということで、地方港湾であります名洗港の活用ということを申し上げさせていただきました。

当面のメンテナンス的な活用方法、それから、将来的に洋上風力というのが大きく広がっていった場合に、拠点港湾を視野に入れながら長期的な活用も検討していただきたいということですけれども、基本的には国、県、公共で港湾整備というのは行うという部分が大変多いかと思うのですが、例えば、指針の中に一部事業者としても港湾の活用についてお考えを入れていただく、提案を入れていただくということが可能であるのかどう

なのか、次回の議論までに少し整理をしていただいて、国、県、公共がやる部分、あるいは事業者に求めることが可能な部分も一部あるのかなというふうに考えておりますので、公募指針と、それから公共のある程度、区分といいますか、その辺も整理をしていただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○永尾座長

ご意見ありがとうございました。お願いします。

○松良海洋・環境課長

国土交通省港湾局でございます。

今の越川市長のご指摘、そのとおりだと思っております。どこの港湾を基地港にするか、あるいはメンテナンス港にするかというところ、これからの議論になっていくと思います。今回の有望な地域の場所を鑑みますと、名洗港は直前にあるわけでございますので、通常の維持管理等につきましては、非常に適格性があるのではないかなというふうに思っております。将来的に基地港、建設港的なものにするか。将来的にどうするかにつきましては、これから出てくる事業者さんの規模等にもよると思いますが、そのような調整も含めましてご議論させて頂ければと思います

○永尾座長

ありがとうございます。

○渋谷副座長

今、2点ほどありまして、さっき坂本委員から言われたのですけれども、ここの協議会で決まったことが今度公募に出て、このページ数でいうと、7ページのところになろうかなと思うのですけれども、この流れになるのですけれども、一番最後に認定された計画に基づき、国交大臣より占用許可が出るというところと、その前のところに矢印があるので、すけれども、ちょうどこの矢印のところに協議会の構成員になっている関係漁業者の了解を得ることということが入ってくるんだと思うのですけど、まず入るということですね。ここはまさに矢印で入ってくると思うのです。ただ、そのときに具体的に、どのような手続きをするかというところは、きちっと考えていただきたいと思うのです。例えば、漁組

さんのほうの同意書をしっかり得るのかということも具体的になっていないと、了解を得るだけだと、ここのところは少し弱いような気がします。

それからさっきも、坂本委員からも言われたように、やっぱり不安材料が非常にあって、後で、せっかくここでやったのだけれども、漁業協調とか振興策というのはどうしても不安定で、そここのところでどうしたらいいかといったところが出たときに、一つ、何かできればそこでもう1回歯止めをかけたいというか、そういうご意見だったと思うので、やっぱりここのところにこういう矢印が1つ、この文言から行くと、入って、じゃあ具体的な、了解を得ることということが具体的にはどういうふうであるかというところも、どうしても必要となってくるのではないかな。そうするようなことで、漁業者さんが安心できるのではないかなと思っているのです。その点が1つです。

もう一つは、漁業協調の話がたくさん出ているのですが、まず最初に、私は全国のいろいろな漁業者さんといろいろな活動させていただいて、まず漁業環境、日本の漁業環境は非常に違って、ヨーロッパとかなり差が出ているということの一つ挙げられます。ですから、全部ヨーロッパの真似をするというだけじゃなくて、洋上風力をつくる海はどうなっているのか、ここのところは外せないと思います。ですから、海の環境とか、漁業環境はどうなっているかというところを、きちっと見てから漁業共生策をつくっていくといいといけないので。

実を言うと、この協議会で、ちょっと前に戻ってしまうような話になるのですが、ここで漁業協調策をつくれということになると、私もそれをやっていて非常に難しいのですよね。実際に現場を見ていない。現場を調査していない。そんな中で協調策をここにつくれという話になってくると、非常にどうしたものかなということがまず一つあります。全然現場を見ていないわけですよね。いろいろな文献でたくさん引っ張り出すかと言うのですが、実際に見に行くと、やっぱりその海域を見ながら、一般論で言われる漁業協調策と、その海域、独特の漁業があったりなんかすると、やっぱりそこからいいアイデアが出たりするものですから。ですから、どうしてもそこで、少しちょっとここの協議会と協調策を出すというのも時差があって、ちょっときついところがあるかなと思いつつ、実はここに座っています。率直な意見です。

でも、ここで何か協調策を作ったり、検討したいとやっていくとなると、やっぱり相当その漁業者さん、もう1回話を戻すと、漁業がすごく、はっきり言って沿岸漁業は衰退している。こんな言い方は好きでないのですが、衰退している。日本の漁業環境も非常

に悪くなっている。例えば、全国の磯焼けの状態見ても、これは水産庁さんが一番よく知っていると思うのですが、磯焼けの問題にしても非常に衰退してきているし、千葉県さんでも、私共が去年から見てくると、内房のほうはかなり磯焼けになりつつあってきて、やっぱりそういう、漁業者さんはいろいろな課題を今抱えてきている。不安材料をたくさん抱えている。その不安材料、将来に対して。それから、後継者がいない。高齢化をしている。そういう不安材料がたくさんある中でどうするか。

要するに、希望の持てる洋上風力をどうやってつくったらいのかというところを本気で考えていくことがとても大事で、単にこれを洋上風力だけの共生策じゃなくて、ここで得られた知見だとか、漁業協調策が洋上風力を活用して漁業が豊かになる、地域が豊かになるというような知見だとかそういうものが、洋上風力をつくらない漁業海域にも活用できるとなると、全然違う話になってくると思うのですよね。そういう知見が十分、日本中の漁業者さんに生きてくるというような視点でくると、この漁業協調というとても重要な位置を占めているし、日本全国を活力をみなぎらせる様な、そういう位置づけになるのだと思っています。ですから、そういうところから単に銚子の漁業者さんとか風力の事業者さんがつくってくれとか何とかいうのではなくて、もっと高い視点で漁業協調策を見ていただけるとすごくいいかなと。

坂本委員もその話で来ているのだと思うので、銚子は今、水産で水揚げ日本一なんですね。ところが、やっぱりそれに甘んじていなくて、自分たちで沿岸漁業をきちっとしていきたい。持続可能なエネルギーを抱えるわけですから、やっぱり持続可能な共存共栄の手法を見つけていかなきゃいけない。銚子だけじゃなくて、とても重要な案件になってくると思っています。ですから、そういう視点から漁業協調策と共生策をもっと具体化していくとすごくいいのかな。単にF I Tとか、ああいう値段のことだけいくと、少しもったいないなというような気がしています。

以上です。

○塩原事務局長

私ども海洋産業研究会は2012年から洋上風力は漁業と協調してやるべきだと、日本の沿岸は高度に漁業が発達していますので、そうでなければ普及はしないだろうということで、提言なども2回にわたって発表しているところでございます。

C O₂、地球温暖化対策であつたりだとか、あとはF I Tの値段を下げるというのは国是

ではありますが、だからといって、地域や地元の漁業が犠牲になってしまうということはあってはならないというふうに考えております。ですので、やはり今までなかった構造物が海面に出現するという事で、それを気をつけて航行しなきゃいけないとか、そういった目に見えない影響もあるので、漁業に対する、地元が喜ばれるような協調策、こういったものを講じるということが一つ賢いやり方なのではないかなというふうに私のほうは考えております。

それから、先ほど坂本委員のほうからご指摘のあった、漁業協調策をあまり考えない企業がF I T価格を下げることで地元に来てしまうということ、一番我々が心配してるところでございます。

そこで一つの案といいますか、この運用指針の12ページに配点表の案がありまして、共生策のところは配点が20点と書いてあります。ここで、一番下に失格というところがありますので、あまりひどいところは失格にするというようなことも、この協議会の中で協議をして、失格要件なども考えていったらどうかなというふうに思います。

以上です。

○永尾座長

ご提案ありがとうございました。お願いします。

○工藤理事

2回目ですので、1回目の意見や今までの議論の中で気になった、気がついたところや、最後ご指摘にあった、入札にあたって協調、共生という観点からなかなかうまくいかないんだ、事業者が、というご懸念事項をどうするか。今後のプロセスだと思うのですが、この協議会のポイントは原則公開であるということだと思っています。そして、公開で議論された内容について、入札条件等に対して留意事項を明記するというプロセスと、最終的にみんなが協議して決めた結論が提起されて入札に入るということです。入札を考える事業者の方々は、当然ここでの議論内容や、そこに書かれた要件の背景にご留意いただかなければいけないわけです。それは、仮に落札したとしても、その要件を満たさなければ、協議会として懸念しているのですよというメッセージが協議会の留意事項に入っているならば、入札なり何なりのところで切っていくという方法も当然やり方としてはあると思う。一方で、入札に入るまでの検討の中で、これだけ留意しろということを協議会で

やっているという、そののところに対して、いろいろな意味で明確に認識してもらうことが、事業者の意識や、入札以降の地元との協議にとって非常に重要なものだと思うのです。ですので、入札のプロセスをどうするかという議論もあるかとは思いますが、やはりこの協議会が公平性、公正性、そして透明性という観点から留意事項を決めるということのファンクションということが一番大事ではないかと思っています。そして、そういったものを活用しながら地域との共生や国民負担を軽減することとのバランスをどう考えるかということについても、留意事項としてハイライトするなり、入札プロセスのあり方を明確にするということが大事だと感じました。

以上です。

○永尾座長

ありがとうございました。ほかには何か。小林委員、お願いします。

○小林計画官

かなり皆さんいろいろ勉強もされていらっしゃる状況で、かなり高いレベルでの議論が今回進んだのかなというふうに感じておるところでございます。

先に土屋組合長からございましたとおり、これからもっと勉強会をやってというようなお話もございました。中には、銚子市長さんのほうからの漁業の影響などの話も必要だというようなこともございました。議論の中で、やはり漁業影響調査でしたり、協調策についてというところはどんどん詰めていかなければならないという状況にあるとこちらも認識しておるところでございます。今回、いろいろご意見があった点につきまして、さらに理解を深めるような形で勉強会等、こういった協議会だけではなく、担当レベルでの会議も含めて、理解がどんどん深まっていくようなことで進めていただければなというふうに、あとはお願いしたいと思います。

○永尾座長

ありがとうございました。皆さん、大体意見が出尽くしたような気がしますが、次回、まだ日にちは決まっておられませんけれども、次回に向けてこういうことを検討したらいいのではないかとか、そういう具体的な提案がございましたら、お聞きしたいと思いますが、何かございますか。

和田委員、お願いします。

○和田副組合長理事

先ほどから漁業共生とかという話がいろいろ出ております。その中で指針の中に具体的にどこまでそういうものを、どの程度まで載せられるかという、そこが一番議論の大きいところだと思います。そこら辺を具体的にどこまで、ざっくりばらんにどこまでやるかという、そこら辺の協議というのは指針の中にどこまで載せられるか。それが坂本組合長もお話ししましたように、全然それがわからない人が落札したときには、漁業共生をやるのではないかという、その心配が漁業者はあります。ですから、そこを具体的な、本当の、ざっくりばらんなどをどこまで指針に載せられるかというのは一番の問題だと思っております、私は。そこら辺の議論を次回からやってもらいたいと思います。

○永尾座長

ありがとうございました。先ほど資源エネルギー庁の清水課長からもご説明がありましたが、今やっているこの議論はトップランナーで前例がない。私たちは今新しいそういった前例をつくるというところでございまして、最初に雪をかく大変さがあると思うんですが、それに関して清水課長から何かございますか。

○清水新エネルギー課長

まさにご指摘のとおりだと思ってございます。悩みながらではございますが、先ほど渋谷委員からもございましたとおり、なかなかそういう意味では現時点でここでは決められないというか、具体的な話が動いていかないとなかなか決まっていけない具体像というところもあります。一方で、多分一番大事なことで今日ご指摘いただいているような意味で、先行利用者の方々からしてこういう形、こういうルールであれば安心して進められるねという思いと、あと、今度公募に参加される事業者様からすると、こういうルールの中での、それを前提としての競争なんだなというところを、どういうふうに折り合いをつけていくか。その上で、多分徐々に具体的なことが見えてくる中で、よりよい形の具体像というのを未来志向でどう考えていくのかという中で、今和田委員からお話もございましたとおり、この場でどこまでのことを、どう決めていくとそういったことが両立できるのかということについて、協議会のメンバーの皆様方に知恵をいただきながらというところ

も多々ございますし、それぞれの協議会ごとにそれぞれの協議会ごとの取りまとめの仕方というはあると思います。そういったことも踏まえながら、それから、今水産庁の小林様からお話がありましたとおり、この場だけでなく、せっかくこういう形で第1回をキックオフさせていただきましたので、いろいろな形でコミュニケーションを高めさせていただきながら、ご議論をステップアップさせていきつつ、しっかり協議会の場でさらに深まった議論をできるように、次に向けてしっかり準備をしていきたいというふうに思っております。

○永尾座長

ありがとうございました。今回、第1回の協議会でございまして、少なくとも皆さん活発に、自由に意見交換ができる場ができたかなというふうに思っております。そういった意味で、内容の説明もいただきましたし、次回に向けての宿題、それから、ご懸案もお聞かせいただきました。大体これで、第1回目としての役目が済んだのかなという気がしますが、ほかに何かこれだけは言っておきたいということがございましたら、お聞きしますが、いかがでしょうか。

では、ないようですから、以上をもちまして、本日の協議会は終わりにしたいと思います。どうも皆様、ご多忙の中、ありがとうございました。

—— 了 ——